

求職活動等におけるハラスメント防止のための対応方針

求職活動等を行う者（以下、「求職者等」という。）による求職活動等において当会職員が行う性的な言動（以下、「求職活動等におけるセクハラ」という。）をはじめとする各種のハラスメントにより、当該求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう、求職活動等におけるハラスメント防止のため以下のとおり対策方針を定めます。

1. 対象職員

雇用期間の定めのある職員を含む全ての職員

2. 用語の説明と具体例

（１）求職活動等

求職活動や職業の選択に資する活動を指し、具体的には、採用面接、ウェブ会社説明会、インターンシップ・実習等への参加等の活動があります。

※メール、SNS、オンライン上で行われる場合等も含みます。

※求職活動等の活動時間外の「懇親の場」等であっても、実質上の採用に資する活動や、実習の延長の場と考えられる場面で行われるものも求職活動等に該当します。

（２）性的な言動

性的な内容の発言及び性的な行動を指し、具体例としては以下のような言動があります。

- ・性的な事実関係を尋ねること。
- ・性的な内容の情報を意図的に流布すること。
- ・性的な関係を強要すること。
- ・必要なく身体に触ること。
- ・わいせつな図画を配布すること。

（３）求職活動等におけるセクハラ

求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることであって、その状況は多様であり、典型的な例として、次のようなものがあります。

- ・面接中、面接官を務める職員から性的な事実に関する質問を受け、求職者が苦痛に感じてその求職活動の意欲が低下していること。
- ・求職者等が職員への訪問を行った際、当該職員に性的な関係を求められ、求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること。
- ・少人数の説明会等において、職員が必要なく求職者等の身体に触ったため、求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること。
- ・インターンシップにおいて、職員が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと。
- ・インターンシップ中に職員が求職者等を執拗に私的な食事に誘い、求職者等が苦痛に感じて求職活動等の意欲が低下していること。

3. 求職活動等に関する対応方針

(1) 職員が、求職者等に面談面接等を行う場合は、以下の事項に留意します。

- ・ 時間
早朝、深夜又は長時間など社会通念上不適当と認められる時間帯には実施しません。
- ・ 場所
原則として当会事務所内、面接会場、説明会場、オンラインその他業務上適切と認められる場所で実施します。
- ・ 求職者等との面談面接
面談面接等の場所として社会通念上不適当と認められる場所では行いません。
- ・ 実施体制
面談面接等は可能な限り複数の職員で対応します。 面談面接等の実施日時、場所、参加者等について記録を作成するよう努めます。
- ・ 連絡手段
求職者等との連絡は、業務上必要な範囲にとどめることとし、原則として公用のメール、電話、SNS を使用します。

(2) 求職者等に対して、別添の「求職活動等におけるハラスメント防止のための対応について」を周知します。

4. ハラスメントが発生した場合の対応

- ・ 求職者等の意に反して、ハラスメント行為が発生した場合は、事実関係を確認し対処します。
- ・ 求職者等から相談があった場合は、相談者及び関係者のプライバシーを保護し、相談したことや事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行いません。
- ・ ハラスメントの態様等によっては、厳正に対処します。

5. その他のハラスメントへの対応

- ・ 求職活動等におけるセクハラ以外にも、求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為、求職活動等における妊娠・出産等に関するハラスメントに類する行為及び求職活動等における育児休業等に関するハラスメントに類する行為についても発生することがないように、求職者等に対する言動について必要な注意を払うとともに、求職者等からの相談があった場合は、必要に応じて適切な対応を行います。
- ・ 性別役割分担意識に基づく言動が、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となり得ることがある点にも留意します。また、求職者からの求職活動等におけるカスタマーハラスメントに類すると考えられる相談があった場合にも、必要に応じて適切な対応を行います。

求職活動におけるハラスメント防止のための対応について

●相談窓口

- ・求職活動等において性的な言動やハラスメントを受けた場合は、以下の相談窓口へご相談ください。
 - ・相談をいただいた際は、相談者及び関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守します。
 - ・相談したことや事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取り扱いを受けることはありません。
-
- ・佐賀県中小企業団体中央会 経営企画部 経営企画課
電話：０９５２－２３－４５９８
Mail：s-soumu@aile.or.jp